

狩猟免許試験申請書紛失の可能性がある事案について

1 概要

香川県みどり保全課において実施した狩猟免許試験の申請書が紛失した可能性がある事案が発生しました。

2 経緯

- ・ 2月22日（土）に実施した狩猟免許試験において、受験希望者1名（まんのう町在住、男性、40歳代）から受験票が届いていない旨の申出がありました。
- ・ 当該試験は、実施要領に試験当日に必ず受験票を持参するよう記載していることから、その旨を説明し、当該受験希望者の受験を認めませんでした。
- ・ 当該受験希望者は、レターパックライトの配送履歴を示す書類を持参していたため、1月25日（土）にレターパックライトを発送していることは確認できますが、県庁に到達していることは確認できない状況です。
- ・ 1月26日（日）には、みどり保全課にレターパックライトを含む複数の郵便物が届いているため、当該レターパックライトがみどり保全課に届いているかどうかは不明です。
- ・ 2月22日（土）以降、みどり保全課執務室内を確認するとともに、課内職員への聞き取りなどを行っていますが、現時点では、事実確認には至っていません。しかしながら、当該受験希望者がレターパックライトの配送履歴を示す書類を持参していたことから、県庁において、紛失した可能性も否定できない状況です。
- ・ 2月26日（水）にみどり保全課担当者が当該受験希望者を訪問し、状況について説明しました。

3 今後の対応

県において、当該申請書を紛失した可能性が否定できないことから、当該受験希望者に対して、再試験を行います。

今後は、試験日の一定期間前に受験票が申請者に到達していることを確認していただき、到達していない場合には、速やかに県へ連絡するよう、試験実施要領に明記します。

また、郵送による申請の場合は、簡易書留等を利用していただくこととします。

4 備考

現在のところ、この件についての庁外からの問合せ等はなく、個人情報が出た事実は確認されていません。